

令和6（2024）年度栃木県こどもの権利擁護サポート事業業務委託 質問及び回答一覧

No.	質問	回答
1	事務局においてFAXの設置は必須でしょうか。	連絡体制については、少なくとも電話とメールによる連絡が可能な体制の整備を求めているところですが、FAXの設置は必須としておりません。
2	子どもアドボカシー基礎講座の受講について10講座あるため、契約前から受講するのは可能でしょうか。予算の中にこの講座の受講費用も含めるため、契約前の領収書ではよろしくないかなと思いました。	<p>受講費用を委託料に含めるためには、契約締結後の受講開始及び受講料の支払いが原則となりますが、準備期間を考慮して、以下の要件を満たす場合は、契約締結前の受講開始等も可能とします。</p> <p>【要件】</p> <p>①本事業の実施のために受講するものに限ること。</p> <p>②企画提案書の提出とは別に、あらかじめ受講希望者の人数をメールにより県に報告し、県の承諾を得ること。</p> <p>③受講完了日（修了証の発行年月日）は契約締結日以降となること。</p> <p>なお、県の承諾を得た場合であっても、契約締結に至らなければ受講費用は自己負担となることに留意してください。</p>